

神戸市療育ネットワーク会議「第10回 医療的ケア児の支援施策検討会議」

(日時) 令和5年11月2日(木) 15:00～

(場所) 三宮研修センター8階 805会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

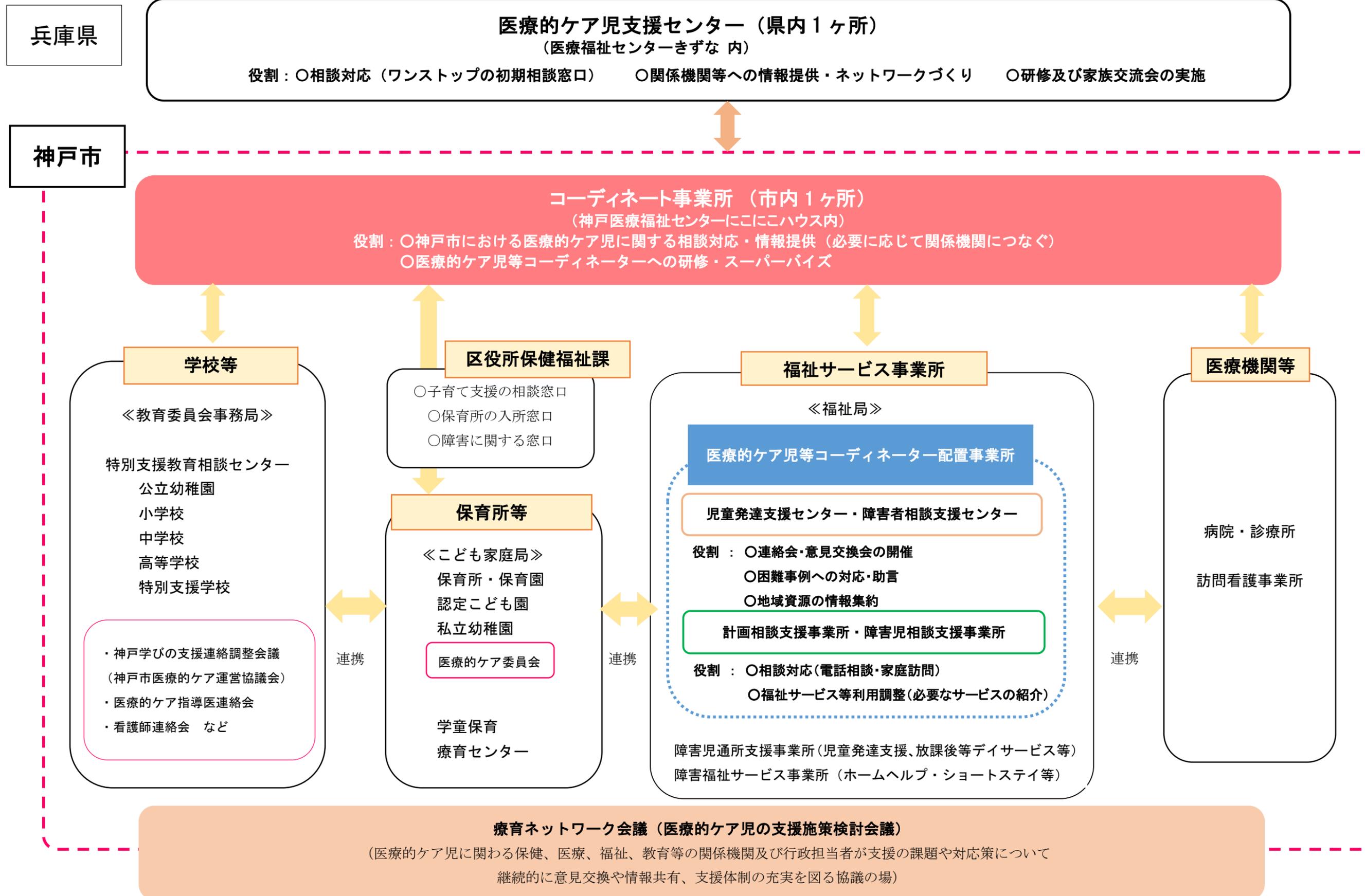
- (1) 「医療的ケア児等コーディネーター」等を活用した支援体制について
- (2) 神戸市における医療的ケア児の通いの場について
- (3) 次期神戸市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

3. 閉 会

資 料

- 資料1 神戸市における医療的ケア児等支援体制（イメージ）
- 資料2 神戸市における「医療的ケア児等コーディネーター」の配置状況等
- 資料3 神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業2023年度研修
- 資料4 教育・保育施設における医療的ケア児受入れ状況（報告）
- 資料5-1 神戸市教育・保育施設等においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ
- 資料5-2 認定こども園（1号認定）・私立幼稚園においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ
- 資料6 神戸市内の特別支援学校等における医療的ケア児受入状況について（報告）
- 資料7 学校園における医療的ケア（リーフレット）
- 資料8 神戸市立学校園における医療的ケアの実施体制
- 資料9 障害児通所サービスにおける医療的ケア児の受け入れ状況（報告）
- 資料10 次期障がい児福祉計画の策定に向けた当会議の意見提出について
- 資料11 福祉避難所について
- 資料12 第9回 医療的ケア児の支援施策検討会議（令和5年2月9日）の議事要旨
- 〔参考〕 神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）
神戸市療育ネットワーク会議「医療的ケア児の支援施策検討会議」実施状況

神戸市における医療的ケア児等支援体制 (イメージ)



神戸市における「医療的ケア児等コーディネーター」の配置状況等

1. 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割として、障害福祉サービス事業所等に配置されている。

市内の医療的ケア児等コーディネーター配置事業所数

事業所種別	配置事業所数	
	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援センター	11	13
計画相談支援・障害児相談支援事業所	6	7
障害児通所支援事務所	3	4
医療機関・訪問看護事業所	1	5
計	21	29

※「養成研修」修了者が在籍している機関等

※詳細を市ウェブサイトで公表（令和4年度～）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/ikea/iryoutekikeajji.html>

2. 医療的ケア児等コーディネーターへのフォローアップ

(1) フォローアップ研修の実施

令和5年度神戸市医療的ケア児等コーディネーター研修実績

第1回 令和5年9月7日実施 参加者 23名

（内容）講 演「障害のある子どもの特徴と医療的ケア」

行政説明「医療的ケア児等コーディネーターの役割」

「学校・保育所等における医療的ケア児対応」

グループワーク

第2回 令和5年12月7日（予定） 各日 25名程度

第3回 令和6年3月7日（予定）

(2) コーディネーター向け相談窓口の設置

現状は、医療的ケア児者や家族等から相談対応件数は、必ずしも多いわけでは無いため、相談対応の経験不足から来るコーディネーター自身の不安や困りごとに対応する窓口機関（「コーディネート事業所」）を設置し、令和5年7月関係者に周知した。

(参考)

令和5年7月

障害福祉サービス事業所 管理者 各位
医療的ケア児等コーディネーター 各位

神戸市福祉局

神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業

「コーディネート事業所」について

神戸市では、地域において医療的ケア児とその家族を支援する福祉サービス事業所等に対し、助言や必要な情報提供等のスーパーバイズ機能を担う機関として「コーディネート事業所」を設置しています。

本機関では主に以下のような役割を担っていますので、医療的ケア児者の支援について、気になること、困りごと等ありましたら、是非ご相談ください。

記

1. コーディネート事業所の役割

(1) 障害福祉サービス事業所等からの相談対応

医療的ケア児者を受け入れる障害福祉サービス事業所や、医療的ケア児等コーディネーターをはじめとする相談支援機関からのご相談に対応します。

(相談例) 医療的ケア児者の受け入れに関すること

- ・医療的ケア児者への支援方法
- ・活用できる福祉、医療サービス
- 教育機関・福祉事業所に関すること
- ・学校、保育所、放課後等デイサービス等との連携、活用
- 医療機関との連携、調整に関すること
- ・医療機器、衛生材料のこと

(2) 障害福祉サービス事業所等への研修等の実施

医療的ケア児者支援者に対する研修の実施、情報提供等を行います。

(3) 兵庫県医療的ケア児支援センター等との広域連携

必要に応じて、兵庫県が設置する医療的ケア児支援センターや、他の地域の圏域コーディネーター等との連絡・調整を行います。

2. ご相談・お問合せ先

社会福祉法人 芳友（事業受託者）

TEL：078-743-2525

E-mail：iryofukushi@kobehoyu.jp

(担当) 神戸市福祉局障害者支援課

TEL：078-322-6780

神戸市重度障害児者医療福祉コーディネーター事業
2023 年度研修

8 月 31 日（木）10：30～12：00

講演テーマ：「重症心身障害児者における外科的治療の意思決定」 対

象：在宅保護者・入所保護者

参加者数：19 名

9 月 7 日（木）10：00～16：00

医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

講演テーマ：「障害のある子どもの特徴と医療的ケア」

行政説明：「神戸市における医療的ケア児等コーディネーターの役割」

「学校等における医療的ケア児対応について」

「保育所における医療的ケア児対応について」

「障害児通所支援に事業等における医療的ケア児対応について」

グループワーク：事例に基づいてディスカッション

対象：医療的ケア児等コーディネーター

参加者数：23 名

<今後の研修予定>

医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

12 月 7 日（木）・2024 年 3 月 7 日（木）

防災研修

2024 年 1 月 13 日（土）10：00～16：30

テーマ：「災害から命を守る」

午前対象：要援護者

午後対象：支援者

要援護者・支援者研修（予定案）

2024 年 2 月頃 10：00～12：00

テーマ：「重症心身障害児者の ACP～人生会議～」

対象：要援護者・支援者

令和5年9月7日 神戸市医療的ケア児等コーディネーター研修実施後アンケート集計

出席者数 25名（内訳）医療的ケア児等コーディネーター 20名 その他関係機関職員 5名

回答者数 17名（回答率%）68%（人）

障害者相談支援センター	7
児童発達支援センター	0
計画相談支援事業所・ 障害児相談支援事業所	2
障害児通所支援事業所	0
障害児入所支援事業所	4
訪問看護事業所	3
医療機関	0
学校	0
その他	1
合計	17

(1) 講演

内容理解	(人)
とても理解できた	9
ある程度理解できた	8
どちらともいえない	0
あまり理解できなかった	0
理解できなかった	0

役立つかどうか	(人)
役立つと思う	15
少し役立つと思う	1
どちらともいえない	1
あまりに役立たないと思う	0
役立たないと思う	0

【感想や意見等】

・学校の送迎問題、動ける医ケア児が利用できるサービスの不足、居宅サービスの利用と介護手当など、様々な課題がある。医ケア支援法の目的のひとつに「家族の離職防止」とあるが、親きょうだいのライフステージも含めた支援計画が重要だと感じた。また災害などを想定した、情報登録書の活用がまだまだ進んでいない現状を知り、今後の支援の中で対象者・保護者への呼びかけを率先していきたい。複数の医療機関にかかる利用者に対して、どの医療機関が主導するか曖昧なこともあり、コーディネーターには橋渡し役を期待されている。

(2) 行政説明 ①コーディネーターの役割について

内容理解	(人)
とても理解できた	5
ある程度理解できた	12
どちらともいえない	0
あまり理解できなかった	0
理解できなかった	0

役立つかどうか	(人)
役立つと思う	13
少し役立つと思う	2
どちらともいえない	2
あまりに役立たないと思う	0
役立たないと思う	0

【感想や意見等】

・医療的ケア児等コーディネーターに期待されていることのうち、学校や保育所等での受け入れ相談については、役割が果たせるのか自信がない。なぜなら、コーディネーターの存在が周知されていない現状があるからである。コーディネート事業所が設置されたことで我々にとっては安心できる環境が整ったが、同時にコーディネーターとしてのスキルアップを図る重要性を感じた。

②学校、保育所等における医療的ケア児の受け入れについて

内容理解	(人)
とても理解できた	4
ある程度理解できた	12
どちらともいえない	0
あまり理解できなかった	1
理解できなかった	0
無回答	0

役立つかどうか	(人)
役立つと思う	12
少し役立つと思う	2
どちらともいえない	3
あまりに役立たないと思う	0
役立たないと思う	0

【感想や意見等】

- ・保護者が安心して子どもたちを学校園に通わせることができるように、医療機関・学校園・学校看護師の連携が必要という図があったが、医療的ケア児等コーディネーターがどのような立場で関わっていけば良いのかイメージを持つことができず、難しさを感じている。

(3) グループワーク

【感想・意見等】

- ・神戸市の障害者相談支援センターの方々と、お電話ではお話しすることが多いのですが、実際に顔の見える関係が築けました。また、ともに事例の支援を考えることができ、実際の相談に大いに役立つと思いました。
- ・今回の研修参加者の大半は訪問看護と相談支援の従事者だったが、グループワークで医療と福祉の着目点が違うと知り、情報共有や意見交換の重要性を改めて感じました。
- ・いろいろな職種の方と意見交換ができ、勉強になりました。医ケア児の支援には多職種連携が必要であることを改めて感じたのと同時に、どう連携したらいいのかわからないことばかりなので、それぞれの領域からの視点で情報交換ができてよかったです。

【今後のグループワークについて】

- ・もっと多くの事例に触れたい。
- ・医療職、福祉職、行政職、教育関係など、様々な職種や機関が当事者に対してどのような立ち位置で、どのような関係を築いていけるのか（どこに限界があるのか）を、互いに理解し合うことが大事だと感じました。それぞれの職種の強み、弱みを共有できればと思います。

(4) この研修全般について感想・意見等

- ・相談件数が多くないため、実際に相談があった場合に対応ができるのか不安に思っていたが、相談内容に応じてどこへ問い合わせをすれば良いかがあらためて分かった。今後も定期的に研修を受け、対応力を身に付けたいと思った。
- ・実践者にとっては、事例を用いて話し合うのが分かりやすく意見を出しやすい。事例検討会や事例を用いたスーパービジョンを行うのはとても良いことと思います。市内の相談支援センターでも定例会で行っています。

(5) 今後の研修について（希望する開催時期やテーマ等）

- ・研修修了したからといって自分の職場に戻って実務ができるわけではないと思うのですが、みなさん自分で職場と交渉してそういった業務をすすめているのでしょうか。研修を終えた人がいる事業所に対して、その人がコーディネーターとして動けるよう、神戸市から何らかのアプローチなどはされているのでしょうか。

教育・保育施設における医療的ケア児受入れ状況（報告）

1. 事業の概要

(1) 受入れ施設とケアの提供体制

①保育を必要とする事由のあるこども

（幼保連携型認定こども園、私立保育園、公立保育所、小規模保育事業所）

- ・令和5年度 受入れ可能施設は市内 19 施設（民間 12 施設、公立 7 施設）
- ・医療的ケアの提供者は施設に常駐する看護師

区	施設名	対象年齢	受入可能時間
東灘区	連こ) おかもと虹こども園	施設の受入可能年齢	要相談
	公保) 本山保育所	2歳児クラス～	9時～17時
	公保) 魚崎保育所	2歳児クラス～	9時～17時
灘区	連こ) めばえの園認定こども園	施設の受入可能年齢	9時～17時
中央区	連こ) 友愛幼児園	2歳児クラス～	9時～17時
	私保) くすのき愛児園	2歳児クラス～	9時～17時
兵庫区	公保) 松原保育所	2歳児クラス～	9時～17時
北区	連こ) このみ保育園	施設の受入可能年齢	9時～17時
	連こ) 頌栄保育園	施設の受入可能年齢	要相談
	連こ) つきかげ認定こども園	2歳児クラス～	要相談
長田区	公保) ふたば保育所	2歳児クラス～	9時～17時
須磨区	公保) 須磨保育所	2歳児クラス～	9時～17時
	私保) 若宮保育園わかみや分園	2歳児クラス	9時～17時
	公保) 菅の台保育所	2歳児クラス～	9時～17時
垂水区	小) ちっちゃなこども園ふたば	満2歳までで施設の受入可能年齢	要相談
	私保) 舞多聞よつば保育園	施設の受入可能年齢	要相談
	連こ) かすみがおか虹こども園	2歳児クラス～	9時～17時
西区	連こ) あさひ保育園	施設の受入可能年齢	要相談
	公保) 玉津保育所	2歳児クラス～	9時～17時

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

②保育を必要とする事由のないこども（私立幼稚園、認定こども園の1号認定こども）

- ・保護者からの相談により対応可能な施設で受入れ（令和5年4月1日現在6施設）
- ・医療的ケアの提供者は、園と契約した訪問看護ステーションの看護師（週10時間を上限に市が補助）

(2) 提供可能な医療的ケア

- ①経管栄養（鼻腔、胃ろう、腸ろう）
- ②吸引（口腔内、鼻腔内、気管切開部）
- ③酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク）
- ④導尿

その他、施設で対応可能な医療的ケア

(3) 受入れ施設への支援体制

①医療的ケア巡回相談の実施と医療的ケア委員会の開催

		保 育 施 設	私立幼稚園等
巡回 相談	実施頻度	概ね3か月～4か月ごと	概ね3か月～4か月ごと（学期ごと）
	担 当	市職員（看護師、医師※）	市職員（看護師、医師※）
	内 容	教育・保育状況の確認及び助言・指導	教育・保育状況の確認及び助言・指導
委員会	実施頻度	概ね3か月～4か月ごと	概ね3か月～4か月ごと（学期ごと）
	出席者	施設（施設長・看護師・担任等）、市職員（看護師・医師）、嘱託医※	施設（施設長・担任等）、保護者、訪問看護 ST の看護師、市職員（看護師・医師）、園医※
	内 容	・関係者間における児童の健康状態の把握（情報の共有） ・安全なケアの提供に向けた助言・指導	・関係者間における児童の健康状態の把握（情報の共有） ・安全なケアの提供に向けた助言・指導

※必要に応じて出席

2. 年齢別受入れ状況（年度末の受入れ延べ人数）

（人）

クラス年齢	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (4/1現在)
5歳児	1	3	4	2	3	6
4歳児	2	3	0	4	6	7
3歳児	4	1	5	5	7	7
2歳児	0	3	2	3	3	2
1歳児	2	1	4	0	1	5
0歳児	0	1	0	0	2	0
合 計	9	12	15	14	22	27
保育施設	(9)	(11)	(13)	(10)	(17)	(21)
私立幼稚園	(0)	(1)	(2)	(4)	(5)	(6)

3. ケア内容別受入れ状況（年度末の実施ケア延べ人数）

（人）

医療的 ケア	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (4/1現在)
たん吸引	6	9	6	4	9	9
酸素療法	2	2	4	5	10	11
経管栄養	2	3	2	3	6	6
導 尿	0	1	2	0	1	2
胃瘻管理				1	1	1
ｲｽｼﾝ注射	1	1	2	4	5	8
合 計	11	16	16	17	32	37

神戸市教育・保育施設等において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

1. 保育施設へのお申し込みにあたって

神戸市では、裏面の教育・保育施設等において、医師の指示・指導の下、看護師等が、日常生活に必要な医療的ケアを実施しています。対象ケアは、「2.提供できる医療的ケア」をご確認ください。

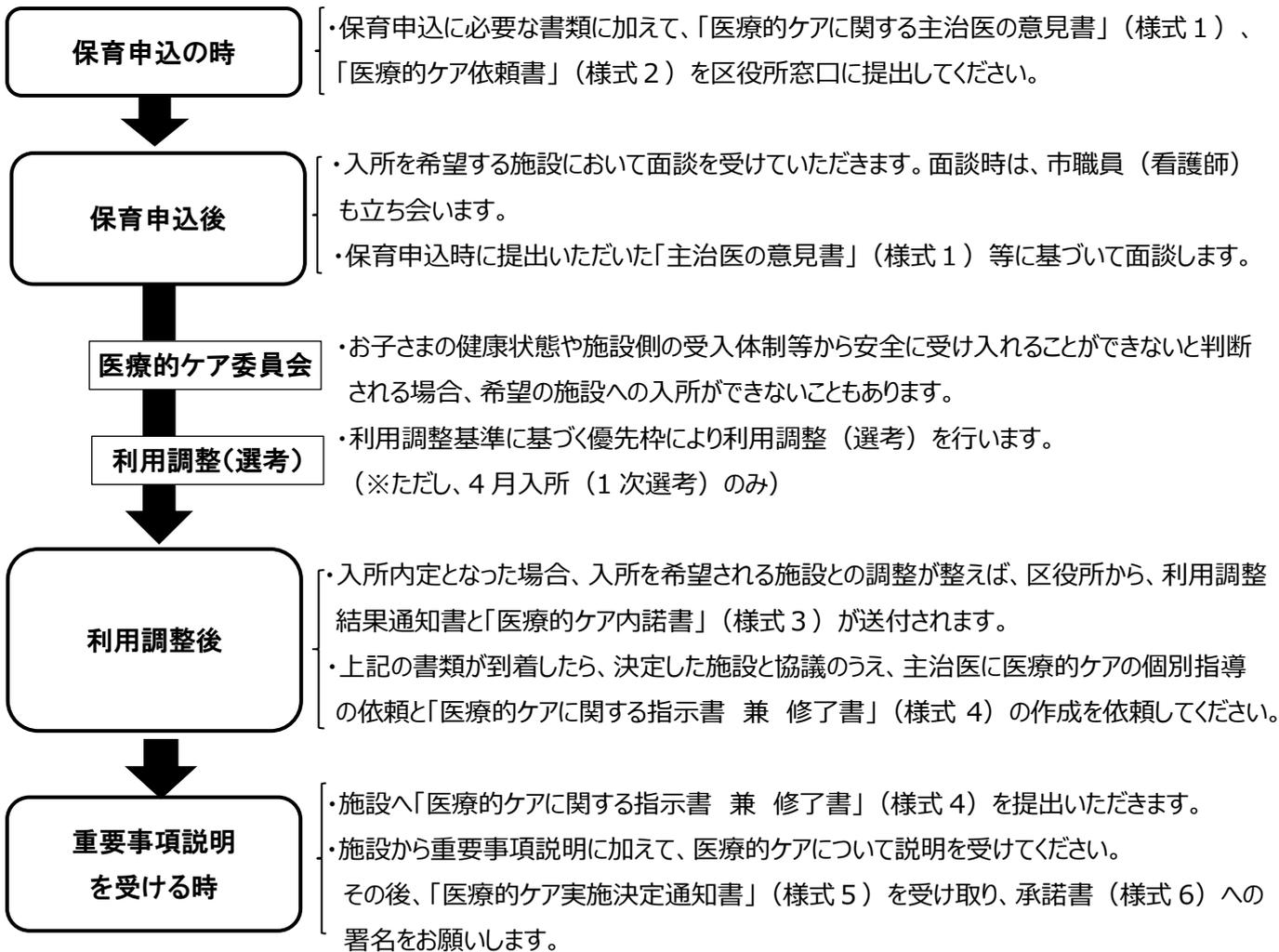
なお、お子さまの健康状態や施設側の受入体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所日が延期されることがありますので、予めご了承ください。

2. 提供できる医療的ケア

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・酸素療法（鼻カニューラ・酸素マスク） ・導尿
- ・吸引（口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・その他施設で対応可能な医療的ケア

3. 利用申込み手続き

通常の保育利用の申込みに加え、下記の手続きが必要です。



※主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。

4. 注意事項

- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。施設への受入れ人数には制限があります。
- ・施設により、受入可能年齢や受入時間、医療的ケアの種類が異なります。
- ・看護師等の配置状況によっては、受入できる時間を制限させていただく場合があります。
- ・受入れ体制を整えるために希望日からの受入ができない場合があります。
- ・入所後も、半年ごとに主治医の指示書を施設へご提出いただく必要があります。

5. 受入れ可能施設

	施設名	住所	電話番号	対象年齢	受入可能時間	受入※
連こ	おかもと虹こども園	東灘区岡本 3-2-6	412-2262	生後6か月～	要相談	△
公保	本山保育所	東灘区岡本 1-7-6	451-0567	2歳児クラス～	9時～17時	△
公保	魚崎保育所	東灘区魚崎南町 2-11-11	411-4354	2歳児クラス～	9時～17時	△
連こ	めばえの園認定こども園	灘区灘南通 4-4-2	806-3333	生後6か月～	9時～17時	△
連こ	友愛幼稚園	中央区吾妻通 5-2-20	231-5818	2歳児クラス～	9時～17時	△
私保	くすのき愛児園	中央区楠町 6-11-1-3-101	381-9271	2歳児クラス～	9時～17時	△
公保	松原保育所	兵庫区松原通 4-2-27	651-5521	2歳児クラス～	9時～17時	○
連こ	このみ保育園	北区山田町下谷上字箕谷 21-1	583-2203	生後6か月～	9時～17時	○
連こ	頌栄保育園	北区鳴子 2-11-2	593-3893	生後6か月～	要相談	△
連こ	つきかげ認定こども園	北区藤原台中町 2-5-1	987-4154	2歳児クラス～	要相談	△
公保	ふたば保育所	長田区二葉町 7-1-30	621-8561	2歳児クラス～	9時～17時	○
公保	須磨保育所	須磨区大黒町 4-1-2	732-4842	2歳児クラス～	9時～17時	△
私保	若宮保育園わかみや分園	須磨区松風町 5-2-9	754-7779	2歳児クラス	9時～17時	○
公保	菅の台保育所	須磨区菅の台 4-6	791-0678	2歳児クラス～	9時～17時	○
小	ちっちゃなこども園ふたば	垂水区舞多間東 2-6-9	784-5333	生後6か月～満2歳	要相談	△
私保	舞多間よつば保育園	垂水区舞多間西 5-11-4	784-5333	生後6か月～	要相談	△
連こ	かすみがおか虹こども園	垂水区霞ヶ丘 1-6-19	707-5554	2歳児クラス～	9時～17時	△
連こ	あさひ保育園	西区桜が丘東町 1-3-1	994-0170	生後6か月～	要相談	△
公保	玉津保育所	西区玉津町新方字東方 211-3	911-4909	2歳児クラス～	9時～17時	○

連こ…幼児連携型認定こども園、私保…私立保育園、公保…公立保育所、小…小規模保育事業

※「○」の施設は、R5.9.1現在で医療的ケア児の在籍はありません。「△」の施設は、R5.9.1現在で医療的ケア児が在籍しています。

6. 申込み先

受入可能施設の所在する区の区役所・支所 保健福祉課こども福祉担当

区役所	電話番号	区役所	電話番号
東灘区役所	078-841-4131 (代)	長田区役所	078-579-2311 (代)
灘区役所	078-843-7001 (代)	須磨区役所	078-731-4341 (代)
中央区役所	078-335-7511 (代)	北須磨支所	078-793-1313 (代)
兵庫区役所	078-511-2111 (代)	垂水区役所	078-708-5151 (代)
北区役所	078-593-1111 (代)	西区役所	078-940-9501 (代)
北神区役所	078-981-5377 (代)		

(問合せ先) こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当) 078-331-8181 (代)

認定こども園(1号認定)・私立幼稚園において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

神戸市では、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要で、集団生活が可能な状態にある児童が、認定こども園(1号認定)・幼稚園において心身の状況に応じた教育・保育を受ける際に、受け入れ園が訪問看護ステーションを活用して看護師の派遣受け入れを行うことができるよう支援しています。

1. 受け入れ対象とする医療的ケアの内容

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・吸引（口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（鼻カニューラ、酸素マスク）
- ・導尿
- ・その他施設・訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア

2. 補助の対象となる時間帯

1週あたり10時間を上限として、訪問看護ステーションからの看護師派遣が可能です。
※預かり保育の時間帯は除く、通常の教育・保育時間内に限ります。

3. 注 意 事 項

- ・対応が可能かは、入園を希望する認定こども園、幼稚園にご相談ください。
- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・利用するには、「医療的ケアに関する主治医の意見書」や「医療的ケアに関する指示書」などの文書が必要となります。なお、主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。
- ・入園後も、主治医の指示書は半年毎に更新が必要です。
- ・公立幼稚園や、保育認定を受けて入園をされる方は、別途制度があります。

公立幼稚園は園へ、保育認定は利用申込をする区役所・支所 ども福祉担当までお申し出ください。

※保育認定においては、実施園が決まっております。

4. 問 合 せ 先

	住所	電話番号
子ども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町6-5-1	078-331-8181 (代)

神戸市内の特別支援学校等における医療的ケア児受入状況について（報告）

（令和 5 年 5 月 1 日現在）

1. 神戸市立特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校の受入れ状況

（人）

	特別支援学校（市立）			幼・小・中・高（市立）		
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
高	31	25	20	2 (1)	2 (1)	3 (1)
中	23	22	21	7 (0)	6 (0)	12 (0)
小	40	35	39	21 (14)	29 (19)	44 (21)
幼	0	0	0	1 (1)	2 (1)	4 (3)
合計	94	82	80	31 (16)	39 (21)	63 (25)

※（ ）内は訪問看護師派遣人数

2. 主なケア別実施状況（神戸市立特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校）

（延べ人数）

医療的ケア内容	特別支援学校（市立）			幼・小・中・高（市立）		
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人工呼吸器	22	18	17	2 (1)	4 (2)	4 (3)
たん吸引（気管切開部の衛生管理含む）	104	108	90	7 (6)	7 (6)	13 (10)
経管栄養	71	67	63	8 (7)	9 (7)	8 (7)
酸素療法	46	29	29	5 (2)	4 (1)	9 (6)
導尿	7	6	6	11 (6)	11 (5)	12 (5)
インスリン	0	0	0	4 (2)	12 (8)	30 (9)
合計	250	228	205	37 (24)	47 (26)	76 (40)

※（ ）内は訪問看護師派遣延べ人数

【参考】

神戸市内の兵庫県立特別支援学校の受入れ状況（令和 5 年度）

（1）受入れ状況

高等部 4 名／中学部 1 名／小学部 3 名 ※県立高等学校 0 名

（2）主な医療的ケアの実施状況（延べ人数）

人工呼吸器 1 名／酸素吸入 0 人／吸引（気管切開の衛生管理含む） 5 名／

経管栄養 4 名／導尿 2 名／排便 1 名／インスリン注射 1 名

学校園における医療的ケア

すべての子供が安全・安心な生活を送るために



神戸市教育委員会

令和5年度 改訂版



1. 医療的ケアとは

「医療的ケア」って・・・！？

一般的に学校園や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

学校園において医療的ケアを実施することで、

子供たちの可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

- * 医療的ケアを通じた**生活リズムの形成**
- * 医療的ケアの必要性など自分の、**意思や希望を伝える力の育成**
- * 医療的ケアの成功などによる**自己肯定感・自尊感情の向上**
- * 安全で円滑な医療的ケアの実施による**信頼関係の構築**

医療的ケア児の1日（例）

起床	<ul style="list-style-type: none">・朝の健康チェック・準備物の確認・補充
登校	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳等の提出・保護者から学校園へ健康状態を情報共有
授業	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアの実施（適宜） <p style="text-align: center;">＜昼食 ・ 医療的ケア＞</p>
下校	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳等の返却・学校園から保護者へ健康状態を情報共有



保護者の声

* 「人工呼吸器をつけていますが毎日学校で授業を受け、登校することを楽しみにしています。」

* 「体調の変化や気になることを相談しやすく信頼しています。親の負担や不安が軽減され感謝しています。」



2. 医療的ケアの範囲

- 口腔内喀痰吸引
- 胃ろう・腸ろう経管栄養
 - ・ 気管切開部からの吸引
 - ・ 酸素療法
- 鼻腔内喀痰吸引
- 経鼻経管栄養
 - ・ 気管切開部の管理
 - ・ 導尿 など
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
 - ・ 人工呼吸器の管理

上記●は「特定行為」といい、登録された特別支援学校に在籍し、研修を終えて認定を受けた教職員が実施できます。

※学校園では、医師からの指示書に基づいて医療的ケアを実施します。

(指示書にかかる必要経費は保護者負担となります)

※医療的ケア実施についてはお子さんの状態や医療的ケアの内容などを確認したうえで、個別に判断します。

※看護師の配置は医療的ケアを実施する時間のみです。(見守りのための看護師配置はできません。)

3. 神戸市内にある学校園の医療的ケアの体制

	神戸市立学校園 (特別支援学校以外)	神戸市立 特別支援学校	兵庫県立 特別支援学校 (普通科のみ)
実施者	<ul style="list-style-type: none">・ 訪問看護ステーションからの派遣看護師・ 学校看護師・ (保護者)	<ul style="list-style-type: none">・ 学校看護師・ 認定された教職員	<ul style="list-style-type: none">・ 学校看護師
実施時間	看護師が行うケアは最大週15時間 ※看護師の派遣時間は、関係者による協議で決定します。(最大週15時間を想定しているケア内容は、人工呼吸器の管理や喀痰吸引等です。)	学校園での活動中、必要に応じて実施	学校での活動中、必要に応じて実施
相談時期	就園・就学相談に向けて、次年度当初に広報される全体説明会や個別相談会に参加し、その後、各学校園で行われる教育相談や学校園見学会、体験入学、入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。		6月頃に各学校で行われる教育相談や学校見学会、体験入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。

* 保護者の皆様へ *

- ・ 登校園時は、健康状態を学校園へご報告ください。
- ・ お子さんの体調が悪い日は、医療機関の受診を優先して、登校園をお控えください。
- ・ 体調の急変など、緊急時に備え、連絡がつく電話番号等を学校園にお知らせください。
- ・ 定期的に医療機関を受診し、服薬の調整等も含め、主治医からの適切な指示を聞き、学校園へご報告ください。

学校園における医療的ケアに関するQ&A

Q1 保護者の付き添いが必要な時は、どのような時ですか？

お子さんの状態が不安定なときや、看護師の体制等により、保護者の付添いをお願いする場合があります。

<特別支援学校>

- ・引継ぎ等で看護師等（や教職員）が実施できないとき。
（特に年度当初や新たなケア内容が加わったときなど）

<学校園（特別支援学校以外）>

- ・15時間を超えて医療的ケアが必要なとき。
- ・校外学習等、看護師派遣が難しいとき。
（いつもの環境と異なるため、保護者の付き添いをお願いする場合があります。）
- ・医療的ケアを安全に実施できる環境が整うまで。

Q2 スクールバスでの登下校は可能ですか？（特別支援学校）

乗車の可能性について追及するとともに、安全を配慮のうえ、個別に判断します。

通学中に医療的ケアの必要がなく、安全に乗車できると判断された場合は乗車可能です。

* 神戸市内の特別支援学校一覧（職業科以外）

学校名（種別）	住 所	電話番号
灘さくら支援学校（知・肢）	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2-2	078-802-1200
青陽灘高等支援学校（知）	神戸市灘区岩屋北町6-1-1	078-871-1800
盲学校（視）※市内全域	神戸市中央区東川崎町1-4-2	078-360-1133
友生支援学校（知・肢・病）	神戸市兵庫区夢野町1-1	078-576-6120
青陽須磨支援学校（知・肢）	神戸市須磨区西落合1-1-4	078-793-1006
いぶき明生支援学校（知・肢）	神戸市西区井吹台西町7-1	078-997-6311
県立芦屋特別支援学校（知）	芦屋市陽光町8-37	0797-25-5311
県立神戸特別支援学校（知・肢）	神戸市北区大脇台10-1	078-592-6767
県立のじぎく特別支援学校（知・肢）	神戸市西区北山台2-566-134	078-994-0196
県立神戸聴覚特別支援学校（聴） ※県内全域	神戸市垂水区福田1-3-1	078-709-9301
県立視覚特別支援学校（視）※県内全域	神戸市垂水区城が山4-2-1	078-751-3291

※ 県内・市内全域校以外の学校は通学区域が決まっていますので、校区の学校へお問い合わせください。

神戸市立学校園（特別支援学校以外）はそれぞれの学校園へ、
保育所、認定こども園等はこども家庭局幼保事業課
(078-322-6919) にお問い合わせください。

神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階
TEL:078-333-3330（神戸市総合コールセンター）

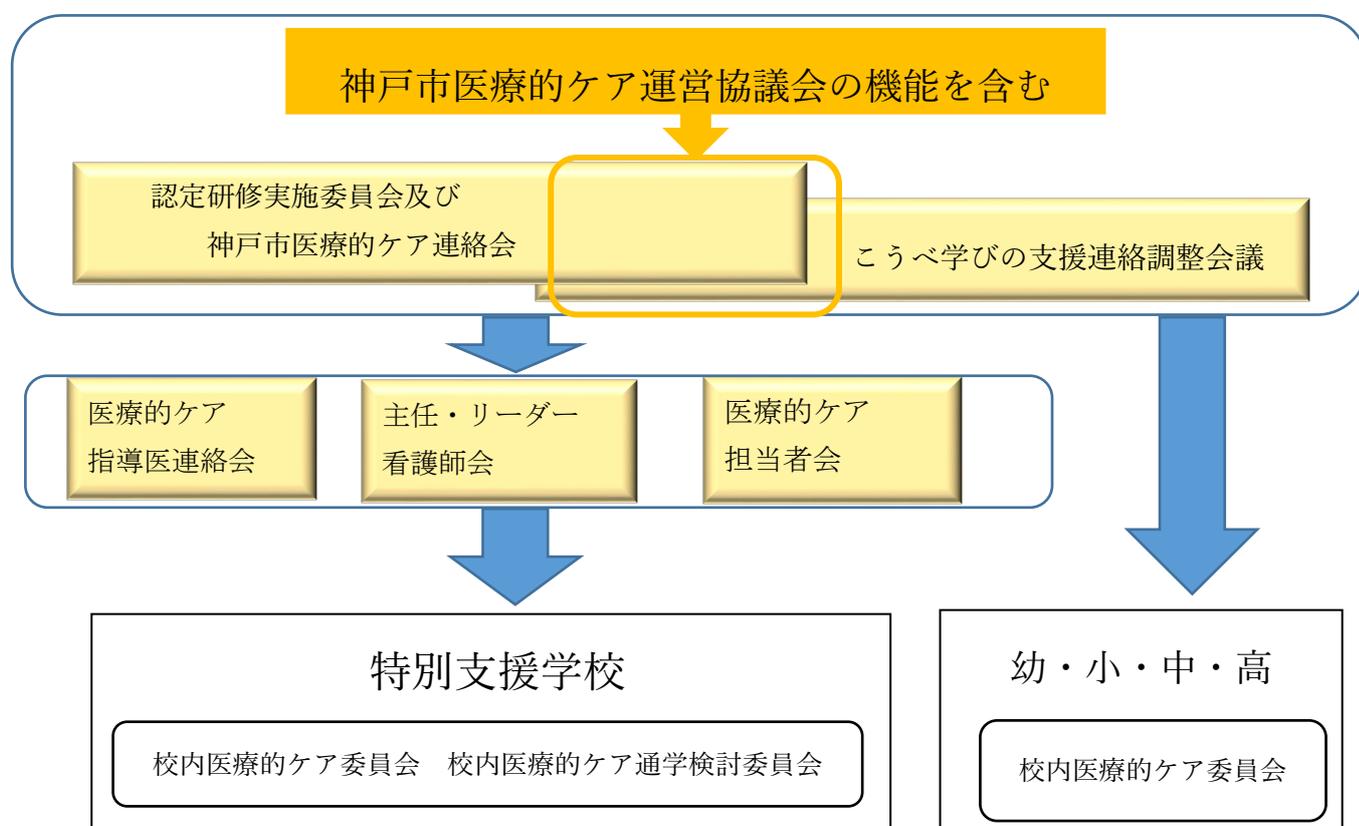
<https://www.city.kobe.lg.jp/a98017/kosodate/sodan/special/index.html>



神戸市立学校園における医療的ケアの実施体制

「学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月20日文部科学省)の通知を受け、医療的ケア運営協議会の設置・運営について神戸市としては、現行の協議体に医療的ケア運営協議会の機能を加え、効率的な運営に努めている。

下記の図に示したとおり、「認定研修実施委員会及び神戸市医療的ケア連絡会」と「こうべ学びの支援連絡調整会議」に神戸市医療的ケア運営協議会の機能(医療的な視点からの指導や助言、学校における医療的ケア体制をバックアップするため関係機関との連携体制を構築すること)を持たせて運営している。



○こころ学びの支援連絡調整会議

- (1)構成メンバー 教育、福祉、医療、労働等関係機関
- (2)目的 インクルーシブ教育システム構築に向けて連絡・調整等を行い、相互の連携推進を図る。
- (3)内容 神戸市の特別支援教育の現状

○〈特別支援学校〉認定研修実施委員会及び神戸市医療的ケア連絡会

- (1)構成メンバー 医師、看護師等、医療的ケア指導医、学校医、特別支援学校長、養護教諭、主任看護師、医療的ケア担当教員、事務局
- (2)目的 認定研修において、円滑な実施方法や研修内容の充実に向け、それらの課題や改善点について検討する。また、医療的ケア実施についての課題について協議する。
- (3)内容 ①各校の医療的ケアの実施状況や医療的ケアの研修等について、医師や看護師等の意見をふまえ、共通認識を図る。
②各校の現状について困難事案等の協議を行う。

○〈特別支援学校〉医療的ケア指導医連絡会(R2年度から実施)

- (1)構成メンバー 医療的ケア指導医、事務局
- (2)目的 学校園活動での医療的ケアの安全を確保するための指導・助言、情報交換
- (3)内容 活動情報交換と今後の課題解決に向けての検討

○〈特別支援学校〉看護師連絡会(R2年度～)→主任・リーダー看護師会(R5年度～)

- (1)構成メンバー 事務局、看護師→主任・リーダー看護師
- (2)目的 看護師間の連携を図り、医療的ケア児への質の高い対応を目指す。
- (3)内容 ①各校の状況や課題について情報交換を行う。
②看護師等の資質向上のための研修等について検討する。

○〈特別支援学校〉看護師添乗による通学支援担当者会(R2年度～R4年度)

- (1)構成メンバー 通学担当教員、看護師等、事務局
- (2)目的 安全・安心な通学支援を行うための体制整備
- (3)内容 実施に向けての課題等の検討

○〈特別支援学校〉医療的ケア担当者会(R5年度～)

- (1)構成メンバー 医療的ケア担当教員、養護教諭、看護師(主任・リーダー)、事務局
- (2)目的 安全・安心に医療的ケアを行うための体制整備(通学支援を含む)
- (3)内容 実施に向けての課題等の検討

○〈特別支援学校〉校内医療的ケア通学検討委員会

- (1)構成メンバー 管理職、医療的ケア通学担当教員、看護師等、養護教諭、通学担当教員、担任等
- (2)目的 実施の可否や実施内容の検討や校内体制を整え円滑に運営する。
- (3)内容 ①実施の可否の判断
②個別マニュアルの作成
③実施体制の整備及び関係文書の管理提出、関係者への連絡調整等

○校内医療的ケア(検討)委員会

- (1) 構成メンバー 管理職、看護師、教員、養護教諭
(地域校園は保護者・学校園医・事務局を含む)
- (2)目的 医療的ケアを安全に、安心して行うための体制整備
- (3)内容 ①医療的ケア全般に関する企画・立案・連絡・調整
②実施体制及び関係文書の整備・管理・提出等
③危機管理機能(緊急時への対応、ヒヤリ・ハット事例の共有)
- (4)開催回数 地域校園：学期に1回程度
特別支援学校：月に1回程度

※幼児児童生徒の医療的ケアに直接関わるのは、(実施者となった)担当教職員、養護教諭、看護師等であるが、医療的ケア(検討)委員会を中心とした組織的な取り組みとして、全教職員の共通理解と協力、保護者との信頼関係を基盤に進めなければならない。

校園内で異なる職種の教職員が相互に理解しあい、連携と調整を図っていくためにはどのように考えていけばよいのか、十分に検討することが重要となる。それは、幼児児童生徒が安全で安心な環境の中で、教育を受けることができるかどうかにかかわる。

医療的ケアにとってもっとも大切なことは、幼児児童生徒の状態を適切に判断することである。一人一人の医療的ケア児に対し、どのような状態で、どのような時に、どのような理由で

どこまでを、誰がするのかなどについて、関係教職員が了解しあって決めておくことが必要である。

また、医療的ケアがより安全に、安心して教育効果が高められるようにするためには、教職員の意見を調整し、コミュニケーションに重点をおいた方法でアセスメントやケアプランの作成を行うことが重要となる。それぞれの専門性を反映したアセスメントについて、お互いが語るなかで他の職種の特徴や力を知り、そこから信頼と最善の調整がうまれる。それぞれの学校園での協働・連携はコミュニケーションがあってはじめて成立するといえる。

障害児通所サービスにおける医療的ケア児の受け入れ状況（報告）

（１）市内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所数

		事業所数			
			うち重心型※1	うち重心型以外	うち医ケア児
					受入あり※2
児童発達支援	令和3年度	134	10	124	4
	令和4年度	155	11	144	4
	令和5年度	186	11	175	5
放課後等 デイサービス	令和3年度	268	16	252	5
	令和4年度	301	16	285	4
	令和5年度	324	19	305	4

※1・・・看護職員等特定の従業者の人員配置基準（下記参照）を満たし、主として重症心身障害児（医療的ケア児も含む）を通わせる事業所の数

※2・・・重心型以外の事業所において、看護職員を配置し（訪問看護事業所の利用を含む）、医療的ケア児を受け入れた実績のある事業所の数

（２）市内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を利用する医療的ケア児の人数（推計）

	重心型※1		重心型以外※2	
	事業所ごとの利用人数の合計 (延べ利用人数)	実利用人数	事業所ごとの利用人数の合計 (延べ利用人数)	実利用人数
児童発達支援	36	30	30	30
放課後等デイサービス	172	123	12	11

令和5年8月サービス提供分の報酬請求情報より算出

※1 当月の利用人数の合計人数（推計）

※2 医療的ケア区分または医療連携体制加算Ⅳ・Ⅴ（医療的ケアを実施した場合に算定）を算定している合計人数

(参考) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の人員配置基準等

重心型の事業所 (主として重症心身障害児を通わせる事業所)

人員配置 基準	児童指導員又は保育士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	嘱託医	1人以上
	看護職員	1人以上
	機能訓練担当職員	1人以上
	管理者	原則専ら管理業務に従事するもの
利用定員	5人以上	

重心型**以外**の事業所

人員配置 基準	児童指導員又は保育士	2人以上 ※児童数によって追加配置
	児童発達支援管理責任者	1人以上 (専任かつ常勤)
	(看護職員)	医療的ケアを行う場合に置く
	(機能訓練担当職員)	機能訓練を行う場合に置く
	管理者	原則専ら管理業務に従事するもの
利用定員	10人以上	

(※) 「児童発達支援センター」については別途要件あり

次期障がい児福祉計画の策定に向けた当会議の意見提出について

【神戸市療育ネットワーク会議における主な課題と方向性】

(神戸市障がい者プラン令和3年3月策定より)

- ・地域で生活する医療的ケアの必要な子どもが増えている一方で、医療的ケア児が就学前に集団生活を学ぶ機会の確保や、医療的ケア児に対応した福祉サービスの不足が課題となっている。
- ・教育・保育施設に関しては、医療的ケアにかかる看護師について、公立保育所への配置や私立保育所等への配置に係る補助制度、私立幼稚園に対する訪問看護ステーション利用にかかる経費の補助を行い、地域の偏りをなくす。
- ・市立幼稚園および小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒については、看護師を派遣して医療的ケアの支援を行う。同様に、医療的ケアの必要な生徒が市立高等学校に進学した場合での対応を図る。
- ・特別支援学校においては、医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の負担軽減および本人の自立促進のため、看護師添乗による通学支援を推進する。
- ・放課後等デイサービス事業所においては、重度障がいや医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れることができるよう事業所の質・量の確保に取り組む。

【次期障がい児福祉計画の策定に向けた主な課題と方向性】

主な課題	
	地域で生活する医療的ケアの必要な子ども（医療的ケア児）が増えている。それに伴い、医療的ケア児が就学前に集団生活を体験する機会の確保、医療的ケアに対応した安全管理や支援サービスの質及び量の充実、さらには災害発生時への対応が課題となっている。
方向性	
①	医療的ケア児は多分野にまたがる支援を必要とするが、総合的かつ包括的な支援を行うためには、医療的ケア児等コーディネーターの役割が不可欠である。コーディネーターのスキルアップを図るため、定期的な研修会の開催や社会一般への役割の周知に取り組むと共に、コーディネーター間や関係機関との連携強化を図る。
②	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所においては、重度心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所が極めて少ない。事業所の量的な確保と共に施設スタッフの質の向上、情報の共有を目指し、地域のネットワーク化に取り組む。
③	重症心身障害児（者）や医療的ケア児を対象に、災害発生時等に必要となる医療情報等をまとめた情報登録書および個別の避難計画の作成を進めている。引き続き対象者や関係機関に情報を提供し、作成を勧める。また災害発生時の福祉避難場所確保のため、特別支援学校の指定・協力について検討する。
④	就学前の通いの場における医療的ケア児の受け入れに関し、より安全な医療的ケア実施体制の確立について検討する。

⑤	<p>教育・保育施設においては、医療的ケアを担う看護師の配置や補助を行うとともに、1施設複数受け入れの検討や、ニーズの高い地域での新規整備を検討するなど、安全面を十分に考慮しつつ受け入れ体制の充実を図る。</p>
⑥	<p>市立幼稚園および小中学校・高等学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒については、主治医・学校医等の総合的な判断に基づき、看護師を派遣して医療的ケアの支援を行う。高等学校等の進路指導に当たっては、本人・保護者に対する十分な説明や情報提供に取り組む。</p>
⑦	<p>特別支援学校においては、医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の負担軽減および本人の自立促進のため、看護師添乗による通学支援を推進する。</p>

福祉避難所について

- ①福祉避難所・基幹福祉避難所の運用
- ②現状の課題と今後の方向性

令和5年10月
神戸市福祉局

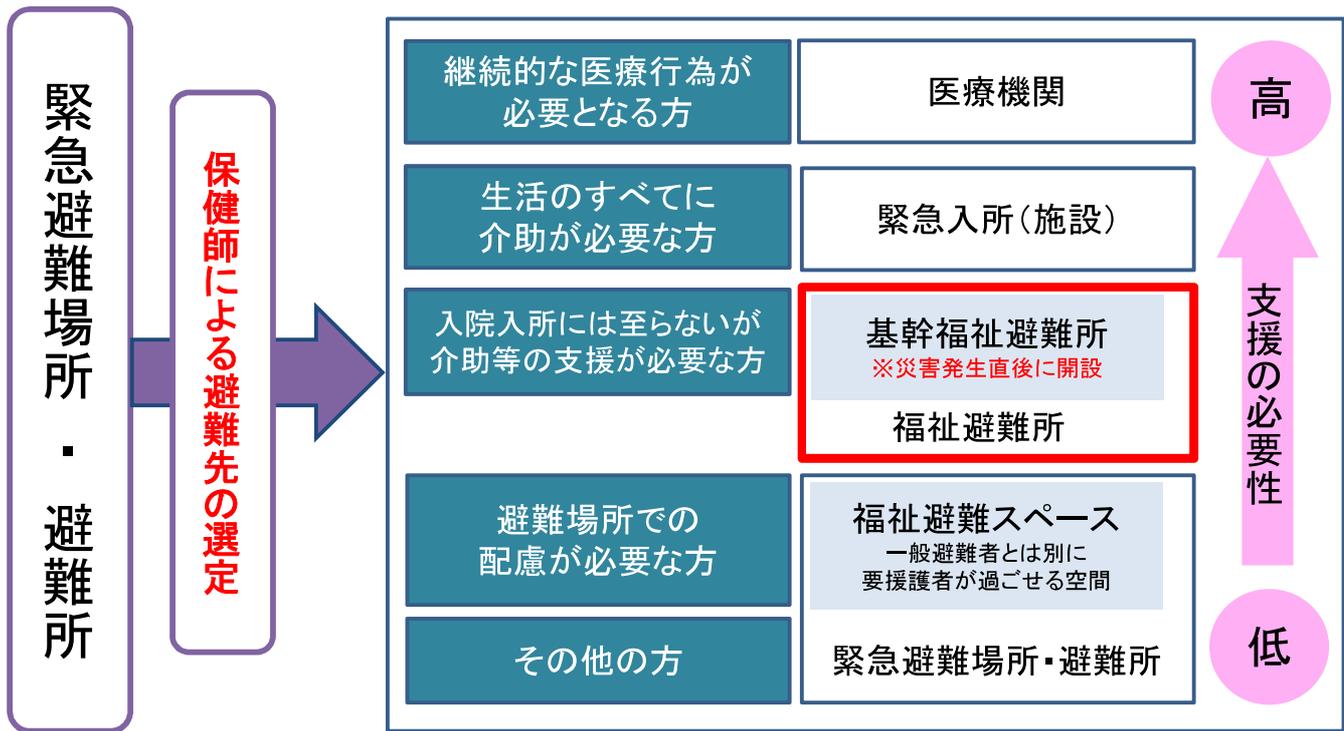


福祉避難所について

- ①福祉避難所・基幹福祉避難所の運用
- ②現状の課題と今後の方向性



要援護者の避難先一覧



2

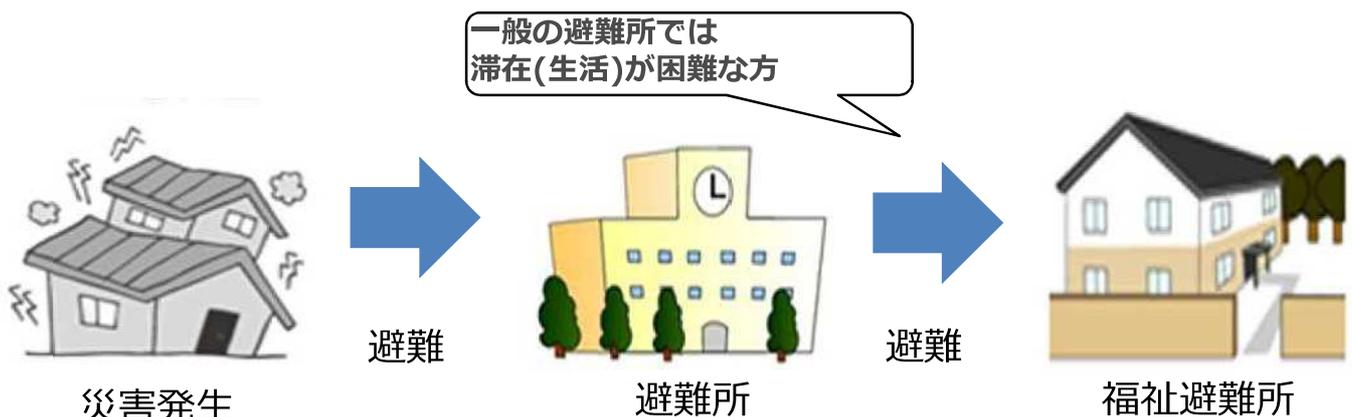
福祉避難所の役割

福祉避難所とは

「避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所」

「災害が生じ、一般の避難所では生活が困難な要援護者のために、市の判断で、**二次的に開設**する避難所」

(老人福祉施設や障害者施設、地域福祉センター等、神戸市内で計402箇所)



※常時介護が必要な方は緊急入所に対応。

3

福祉避難所の設備

- 特別の配慮（例.バリアフリー、スロープ、洋式トイレ等）がなされた避難所
- 一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者等に避難生活の場の確保や避難生活の支援を行うために開設
（災害関連死等の二次被害を防ぐ）

・災害対策基本法施行令第20条の6第5号並びに同法施行規則第1条の9
主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、要配慮者）を滞在させることが想定されるものであって、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項（必要な居室の確保等）が備わった避難所。

福祉避難所の受け入れ対象者

- 身体等の状況が施設（特別養護老人ホーム等）へ入所するに至らない程度であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する方

<対象者> 身体障がい者（視覚、聴覚、肢体不自由）、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、人工呼吸器装着・難病患者、妊産婦・乳幼児、病弱者、傷病者など

※身体状況等の悪化により、緊急に入院加療等が必要な者は、対象外。（緊急入院で対応）

福祉避難所の指定

福祉避難所の指定状況（令和5年8月末現在）

施設区分	箇所数	受入対象者の想定
地域福祉センター等	192	（小規模災害時）
高齢者施設 （神戸市老人福祉施設連盟加盟施設）	131	介護的ケアが必要な方
高齢者施設 （神戸市介護老人保健施設協会加盟施設）	13	介護的ケアが必要な方
障害者施設 （神戸市身体障害者施設連盟加盟施設）	6	身体障がいのある方
障害者施設 （神戸市知的障害者施設連盟加盟施設）	20	知的障がいのある方
その他（宿泊施設等）	40	高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児、 病弱者・個室対応が必要な方など ※同伴家族等がいれば、生活が可能な方
合 計	402	

6

福祉避難所の運営

福祉避難所の運営

- ◎ 要援護者（避難者）の受入・移送調整
- ◎ 運営状況の管理（職員、物資・資機材等の確保）
- ◎ 関係機関（行政、医療・福祉施設、住民団体等）との連携体制の確立
- ◎ 災害状況や生活支援に係る行政情報等の共有
- ◎ 避難所の衛生管理（食中毒、感染症対策等）
- ◎ 要援護者の健康の確保、こころのケア 等

7

基幹福祉避難所の整備

基幹福祉避難所とは

「災害発生時に市が要請した場合に避難所として**速やかに**開設し、
要援護者の受け入れに**即時に対応**する神戸市独自の福祉避難所」

(市内21箇所の特別養護老人ホームに設置)

⇒ 避難者のための備蓄の確保 (3日分)

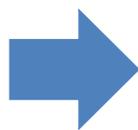
⇒ 施設ごとの要援護者受入マニュアル整備

⇒ 避難所開設訓練の実施 (毎年1回)

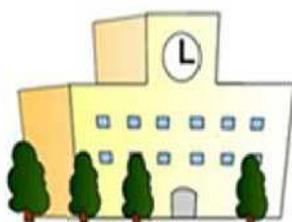
一般の避難所では
滞在(生活)が困難な方



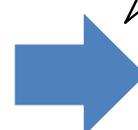
災害発生



避難



避難所



避難

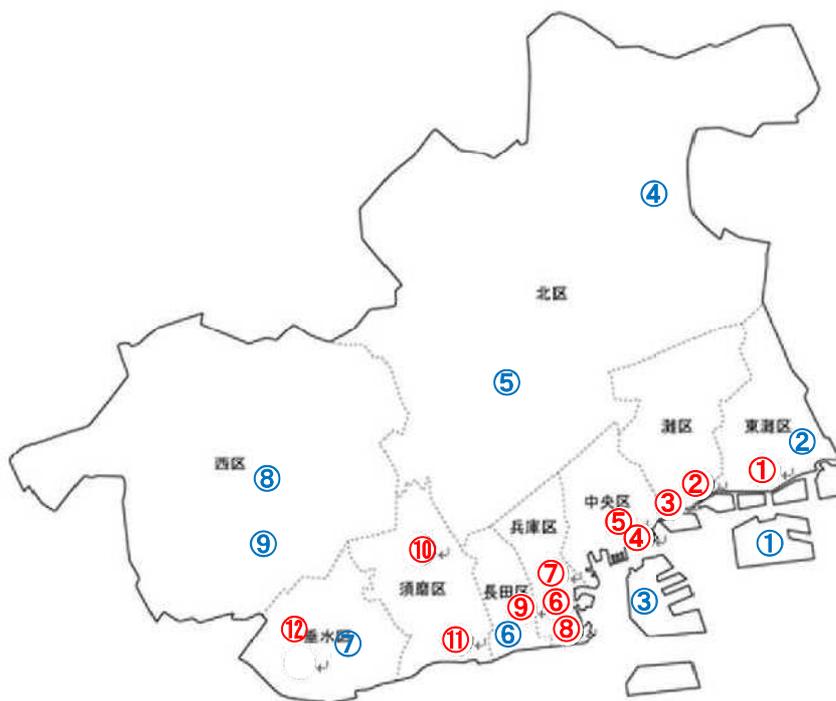


基幹福祉避難所

※常時介護が必要な方は緊急入所に対応。

基幹福祉避難所の整備

基幹福祉避難所の設置場所



当初指定施設 (高齢者介護支援センター、12施設)

- ① (東灘) 魚崎 (サンライフ魚崎)
- ② (灘) 大石 (ロングステージ灘)
- ③ (灘) 灘の浜 (ハピータウンKOBÉ)
- ④ (中央) 脇の浜 (ケアポート神戸)
- ⑤ (中央) 東部 (真愛ホーム)
- ⑥ (兵庫) キャナルタウン (モーツアルト兵庫駅南)
- ⑦ (兵庫) 中道 (ラグナケア中道)
- ⑧ (兵庫) 浜山 (花みさき)
- ⑨ (長田) 西部 (長田ケアホーム)
- ⑩ (須磨) 白川 (神港園サニーライフ白川)
- ⑪ (須磨) 離宮 (離宮しあわせ荘)
- ⑫ (垂水) 本多間 (本多間ケアホーム)

追加指定施設 (特別養護老人ホーム、9施設)

- ① (東灘) 協同の苑六甲アイランド
- ② (東灘) おおぎの郷
- ③ (中央) ぼー愛
- ④ (北) ふじの里
- ⑤ (北) さつき園
- ⑥ (長田) ふたば
- ⑦ (垂水) オービーホーム
- ⑧ (西) 大慈弥勒園
- ⑨ (西) 永栄園

福祉避難所について

①福祉避難所・基幹福祉避難所の運用

②現状の課題と今後の方向性



現状の課題と今後の方向性

1. 現状の課題

①直接避難

➤ 神戸市の考え方

実現のためには課題が多く、現状は困難

- ・ 施設自体が被災する可能性
- ・ 運営のための人員確保ができない可能性
- ・ 立地の偏在性
- ・ 受入可能人数の限界

➤ 国の考え方

事前の調整を行い、直接避難を促進していくべき
(参：福祉避難所の確保・運営ガイドライン)

1. 現状の課題

②「対象者が多い」という課題

- 要介護度、障害、医療的ケア、重症心身障害児者、年齢など、「要援護者」に該当する要件が様々
- 高齢化による「要援護者」の増加

③施設の特性による認識の相違

- 法人によって入所者の性質が異なる

2. 今後の方向性

- 福祉避難所の適切な「数」「場所」「対象者」などの条件を検討
- 要援護者の避難の在り方について検討

神戸市療育ネットワーク会議「第9回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 令和5年2月9日(木) 15:00~17:00

(場 所) センタープラザ西館6階9号会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 神戸市における医療的ケア児支援体制について

①医療的ケア児等コーディネーターの状況について

②神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業の状況について

<事務局より資料1、2、3-1、3-2について説明後、委員による意見交換>

○神戸市の重度障害児医療福祉コーディネート事業(以下、コーディネート事業)は全国的にも非常に早い時期に始まっており、本人だけで医療情報等を整理するのではなく、ここにこハウスでサポートしていただいている。協力医療機関も増加している。

○厚労省の医療的ケア児等医療情報共有システム(以下、MEIS)に関して、コーディネート事業で医療情報等の登録事業を始めた当初は、現在神戸市は紙面で情報管理をしているが、将来的にはMEISに合体することを想定していた。実際には、MEISは御家族のスマートフォンの画面を確認するような情報共有形態であるため扱いづらく、今後一体化していくことは難しい。

○重症児医療的ケアまたは重症児向けの通所事業所が少ない現状の中で、一般型でも、訪問看護ステーション等と医療連携をすれば受け入れられるが、医療連携をしようとする事業所をサポートする体制が乏しい。重症児が市で受け入れられている一方で、医療的ケア児が待機している状況がある。課題認識し、医療連携に関する契約書等の様式例の作成や事業所からの相談対応等、事業所をサポートする機関を作っていただきたい。

○訪問看護ステーションが指導看護師として学校の先生やヘルパーの方に研修する機会がある。サポート体制の充実を図ってほしい。

○厚労省から、「障害児通所支援事業所等(障害児通所支援、生活介護およびグループホーム)における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き」(以下、通所支援事業所等の医療的ケアの手引き)が令和3年度に出されたが、事業所への周知が十分されていない。また、重症児の事業所の嘱託医が機能していなかったり、嘱託医がおらず、医療と事業所の接点がないのが現状。嘱託医の役割整理が必要である。

小児科の学会で、嘱託医の役割についてアンケート調査が行われていると聞いている。

○医療的ケア児の主だった情報は情報登録書で収集できるが、日常生活における医療的な指示事項を家族に確認するのは難しいため、通所支援事業所を利用する際は指示書を出すことになっている。

神戸市の特別支援学校には指示書様式があるが、地域の学校や通所支援事業所に関しては、指示書の作成を徹底できていない。書式が事業所ごとに異なると煩雑なため、神戸市、医療

機関、福祉事業所で共通の様式例が必要である。指示書を作る度に書類代がかかることも心苦しい。

- 指示書について、通所支援事業所等の医療的ケアの手引きに、基本的な例やパワーポイント動画があるので、参考になる。東京の訪問看護財団でも研修用資料がある。知られていない有益な情報はたくさんある。

学校等で使用する医療情報指示書のように、事業所に対しても無料で定期的な診療情報提供ができないか厚労省と話をしたが、指示書を無料にすることはかなり難しいと言われた。結果として、数年前の指示書をいつまでも使用しているケースもある。

- 指示書の費用の問題については、国にも働きかけてはいたが、難しいのが現状。

様式例については、以前もご意見があり検討している。将来的には統一の様式例を作成して事業所にも知らせていきたい。調整がつけばこの会議でも報告する。

- コーディネート事業における医療情報等の情報登録事業（以下、情報登録）の対象者として「医療的ケアが必要な方」とあるが、これは身体の状態が重度かどうかによらず、医療的ケアが必要な方はすべて対象と捉えて良いか。

- お見込みのとおり。まだ重度でない医療的ケアが必要な方が登録されている例はない。

- 病院の意見として、情報量が多く負担であるが、使用場面が多いので、上手く運用されれば利用価値は高い。

- 神戸市の場合、比較的大きな病院に書いてもらうことが多い。総合病院の関係する診療科の先生方にも協力を依頼いただきたい。

- こども病院等で抱え込んでいる部分がある。地域に引き継ぐ際には、情報登録書が必要。

- 情報登録には年齢制限が無く、医療的ケアがなくても重症心身障害児であれば登録できる。

- 重症児の事業は以前からあったが、今のところ医療的ケア児等支援法の対象が18歳まで。今後対象年齢が延びるかもしれないが、高齢者でも医療的ケア等が必要な方が増えている。

- 比較的重い方は小児期に多いが成長していくため、全世代型の対応が必要。地域の医療的ケア対応可の事業所が少ないという状況がある。

<事務局より資料4について説明後、委員による意見交換>

- 療育センターでは、児童発達支援で約20名程度受け入れている。

- 民間では10数人。

- 療育センターでは、人工呼吸器を装着するような重度の医療的ケア児は、総合療育センターで主に受け入れている。重度であるほど、通所の際の交通手段が一番大きな問題になる。

- 移動手段の確保と、重度の方を受け入れる事業所のスキルや経験が課題。また、事業所は報酬制になっている中で、重度であるほど体調不良による欠席が発生する点等、事業所が抱える複数の課題に対してどう支援していくかが課題である。

- 嘱託医の役割の問題、指示書の問題、送迎中に医療的ケアが必要で、看護師の同乗が必要な場合等、どのようにサポートしていくかが大きな課題。

<事務局より資料5について説明後、委員による意見交換>

- 重心型は、看護師が必置であり、報酬の見合った形になっている。一般型は、看護師配置に対する補助はない。民間でも重度の方を受けてもらいたいが、医療的ケアに対応できるところまでは課題があり現実的に難しい状況。
- 医療的ケアの必要な子供に関しては、就学前のかなり早い時期から相談等が行なわれていると思うがどうか。
- 令和4年4月から特別支援教育相談センターができ、ネットワークプラン作成時、保護者の方から医療的ケアの報告もある。それを基に就学相談をするので、これまで以上に医療的ケアのある子供の情報を事務局でも把握した上で、各特別支援学校に提供できている点で、善処した。早いケースだと4歳からもある。

- 災害時の福祉避難所として特別支援学校は指定可能なのか。
- 2月ににこにこハウスで災害時の対応に関する研修をしていただいた。特別支援学校で南海トラフ級の災害が学校で過ごしている時に発生したらどうなるか。電源が全て使えなくなる場合まで想定していく必要がある。
- 学校等では今のところ電源が6時間ぐらいしかもたないので、重い医療的ケア以外の方たちも避難場所について非常に困る。特別支援学校には対応に慣れたベテラン職員がいるので、避難所となれば非常にありがたい。全国的には災害を受けた熊本市等は早期から取り組んでいる。

- 保育所では、現在、人工呼吸器等をつけてない子供を受け入れているが、状況はどうか。
- 現在の受入れ状況は、人数が年々増え、保育施設が17名、幼稚園が5名の計22名。幼稚園は訪問看護ステーションから看護師を派遣し、保育施設は常駐する看護師がケアを提供している。母親の就労に伴い、低年齢の受入れも増えている。幼稚園ではインスリンの子供が最近非常に多くなっており、訪問看護師の利用が進んでいる。訪問看護師が入ることで、子供の成長に伴った自立支援が上手くできている。
- 入所申込は10月頃に受付を開始、区役所に説明チラシを置いている。子供を預けられるまで就労ができない保護者が多いため、一次申込みの時点で各施設1枠は優先枠を用意しており、入所に配慮している。
- 学校看護師等の研修に関しては、県教育委員会がオンデマンドで研修を配信しており、今年度は医療的ケア児支援センターの先生にお話をいただいた。
他自治体では保育士も3号研修を受けているとのこと。保育士の方にも、医療的ケアの必要な子供がどのような形でサポートされているのか、なぜ必要かといった基本的な研修の実施を検討し始めて良い。療育センターでも保育士等への研修を始めている。学校では3号研修を先生方が受けている。少しずつ広がっていけばよい。
- 現在は保育士等キャリアアップ研修というものがあり、医療的ケアを必要とする子供について話をしている。神戸市が今どのように医療的ケアの必要な子供に対して支援を行っているか、現在受け入れていない施設の保育士の方にも理解いただいている。
- 保育園での医療的ケアの受入れについて、意見や要望はあるか。

○私立保育所では、医療的ケアの受入れ施設が令和5年4月からは19になる。一方、医療的ケアが必要な子供が入所しない施設では経験が積めないで、研修制度があれば良い。
また小学校では電源の設備が5時間あるが、恐らく保育園では電源設備がない。停電になれば、電源が必要な医療的ケアができず困るので、何か補助金の整備も必要。

○医療的ケアに関連する情報をもう少しまとめて見ることができないのか。

●医療的ケア児等支援法もできたので、市全体として、既存のHPを見やすくまとまった形に改善していきたい。

○市のホームページは非常に多くの情報が載っているが、たどり着くまでに気持ちが折れる。
多部署が関連している事業に関しては、一元的に情報が見られるよう改善が必要。

○コーディネーターの役割は多岐にわたるが、市内コーディネーターの配置は福祉サービスの事業所がとても多い。他都市では職種として看護師や保健師が主で行っている場合もある。
行政職も含め、多職種の連携の在り方を検討したい。

医療機関との連携で、コーディネーターの方が医療機関にどうつながれば良いのか分からないという意見があったが、現時点では、医療的ケア児の対応が可能な医療機関リストは、市医師会として持っていない。医療的ケア児の対応が可能な医療機関がすごく少ないということ。今後アンケート調査等の実施も検討したい。

コーディネート事業に関しては、医療的ケアに関わる機関は多岐にわたる。今後、神戸市ではにこにこハウスを初めとする医療的ケアの指導からの主治医と病院の主治医、かかりつけ医、さらには学校医等を含めて研修会や連携の場が必要。

高度な対応が必要な医療的ケアである人工呼吸器の管理について、今後増加する可能性があるもので、将来を見据え、実態把握を行ったほうがいい。

○在宅でケアされている姿は医療者からは見えにくいので、当事者からの情報も入れると、医療的ケア児等コーディネーター、コーディネート事業が、よりうまくいくのではないかと。

○特別支援学校における医療的ケア児の数が、一般校へ進む子どもが増えた影響で少し減っているが、対応についてどうか。

●地域の学校を選択する方が増えており、人工呼吸器を使用している子供が地域に通っているケースもある。訪問看護師、もしくは特別支援学校の学校看護師の一部が地域の小中学校の医療的ケアを担当している。1週間当たり10時間としていた。例えば、インスリンや導尿は、その時間で十分対応できるが、人工呼吸器を使用している子供には足りない。医療的ケア児支援法もあるので、来年度、人工呼吸器の子供にはプラス5時間、週当たり15時間対応できるように進めている。今、子供に一番最適な学びの場をしっかりと考えていこうという文部科学省における日本のインクルーシブの考え方がある。医療的ケアのある子供については、特別支援学校におけるメリットを伝えつつ、必要な子供には地域の中でも共に学べるように考えていく。子供たちがどこで学ぶのが最適かをしっかりと考えていくことが課題である。

○インクルーシブという形で進んでいくと、家族だけの判断や、限られた情報の中で判断される場合があるので、コーディネーターの方が早くから携わり、本人にとって一番良い場所を見つけてあげることが大事。あくまでも安全が一番。

すこやか保育等でも重い方が増えている印象だがどうか。

●多くの方が障害児への理解、気づき、保育の提供を求めらる中で、知的に重度の遅れのある子供、身体的にしんどい子供であっても、地域で友達と一緒に過ごす経験を求めて保護者が近くの園を選ばれるケースが多い。先生方も研修等を通して子供への関わり方を学び、子供たちが先生の姿を見て、友達への関わり方を学ぶという姿がある。今年度も300件近い園へすこやか保育巡回をした。今後も増えていくので各園の協力をお願いしたい。

○すこやか保育は従来、知的や情緒の面の方が多かったが、近年は重度な方も一般の保育園、保育所で受け入れており、今後、より医療との関係が必要になってくる。医療的ケアで保育所におり、特別な支援が要ることを医師が認めると加配がされる。医療が保育所等で保障されつつあるので、医師が指示するときを知っておいていただきたい。

○看護師の確保状況はどうか。

○看護師の人材不足は病院も在宅もどこもとても厳しい状況。子供に対する医療のケアの経験者はほぼいないので、訪問看護ステーション等でOJTをしながら、対応を学んでいく。重度の場合は、医療度の高い病院からのつなぎ先に困ることがある。看護師を育てていくしかない。

○インクルーシブケアを国が推奨する中で、地域校で重度の方を見ていく体制が十分ではなく、訪問看護の時間が15時間に延びるだけで達成できるものではない。特別支援学校だと他の看護師もいるが、地域校で担当される訪問看護師は一人で担当するしんどさがある。特別支援学校の看護師が、逆に地域校の医療的ケアに手助けをする状況も出ている。

特別支援学校の送迎に関しては、週1回送迎ができるようにはなっているが、増やすことが難しい。地域校ばかりに保護者がメリットを感じ、ケアの重い方が地域校に流れて行けば、特別支援学校の呼吸器の方の送迎が増えない、地域校の訪問看護師の負担が大きくなるという問題もある。

地域校の受け入れを増やすのであれば、特別支援学校と近い状態で指示簿の問題、巡回指導の問題、地域校と特別支援学校、そして保育園や幼稚園での取組も足並みをそろえた形で、同じような仕組み作りを進めていただければ、コーディネートする側も家族も分かりやすい。

○安全な受け入れを優先に、医療的ケアに当たる看護師等の個人の責任にならないように組織全体として動かないといけない。インクルーシブをこれまでも進めてきたところではあるが、その子供にとって最適なものなのかということについて、再び考えを巡らせる必要がある。

神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

1. 趣 旨

「医療的ケア児」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

（参考）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第2条

- (1) この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為をいう。
- (2) この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう）に在籍するものをいう。

（参考）児童福祉法第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 委 員（令和5年度）

※五十音順・敬称略

委 員	神戸市重度心身障害児（者）父母の会 副会長	井関 宏美
	もみじ訪問看護ステーション 所長	岩崎 美智子
	神戸市医師会 公衆衛生担当理事	越智 深
	神戸市障害者基幹相談支援センター 統括コーディネーター	柏谷 明子
	神戸医療福祉センターにこここハウス 施設長	河崎 洋子
	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 監事	神田 圭子
	神戸大学 名誉教授 神戸市こども家庭局総合療育センター部長（診療担当）	高田 哲 ※会長
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	兵庫県立こども病院 小児外科長 ／家族支援・地域医療連携部長	畠山 理
	神戸市立灘さくら支援学校 校長	三瀬 博道

行政関係者	福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	上野 昌稔
	こども家庭局副局長	丸山 佳子
	こども家庭局部長（医務担当）	三品 浩基
	こども家庭局家庭支援課課長（母子保健担当）	小澤 恵
	こども家庭局家庭支援課課長（発達支援調整担当）	土井 信忠
	こども家庭局こども青少年課長	堀井 健史
	こども家庭局総合療育センター課長（相談診療担当）	疋田 みわ
	こども家庭局幼保事業課長	立石 智久
	こども家庭局幼保事業課課長（指導研修担当）	下西 由佳
	こども家庭局幼保事業課課長（保健医療指導担当）	井出 絹代
	こども家庭局こども家庭センター課長 （発達相談・判定指導担当）	吉岡 真理

3. 実施状況

- | | |
|------------------|-----------------|
| （第1回）平成29年8月9日 | （第2回）平成30年2月1日 |
| （第3回）平成30年11月22日 | （第4回）平成31年3月7日 |
| （第5回）令和2年2月6日 | （第6回）令和2年11月26日 |
| （第7回）令和3年11月4日 | （第8回）令和4年8月4日 |
| （第9回）令和5年2月9日 | （第10回）令和5年11月2日 |

神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策討会議（実施状況）

	実施日	議題
第1回	H29. 8. 9	医療的ケア児の支援に関する課題 保育所等における医療的ケア児の受け入れ 医療的ケア児の実態調査 障害児福祉計画
第2回	H30. 2. 1	医療的ケア児の実態調査 保育所等における医療的ケア児の受け入れ
第3回	H30. 11. 22	「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」の結果 保育所等における医療的ケア児の受け入れ
第4回	H31. 3. 7	「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」（追加報告） 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 「障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」等の作成
第5回	R2. 2. 6	「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 神戸市立特別支援学校における医療的ケア
第6回	R2. 11. 26	教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 神戸市立特別支援学校等における医療的ケア 医療的ケアにかかる支援者の人材育成
第7回	R3. 11. 4	神戸市における医療的ケア児の通いの場 医療的ケア児の支援
第8回	R4. 8. 4	医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制 特別支援教育相談センター 神戸市における医療的ケア児の通いの場
第9回	R5. 2. 9	神戸市における医療的ケア児支援体制 医療的ケア児等コーディネーター／神戸市重度障害児者医療福祉 コーディネート事業
第10回	R5. 11. 2	医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制 神戸市における医療的ケア児の通いの場 次期神戸市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画